


# 2月の相談事業日程

網かけの相談事業は予約が必要です。

相談事業	日にち	時間	場所	問合せ先
なやみこと相談	2月9日水 2月23日水	13:30～16:00	市役所会議室 三山木福祉会館	人権啓発推進課 ☎62-4343
市民無料法律相談	2月16日水 3月2日水 2月18日水	13:30～16:30	市民相談室	
府民無料法律相談	2月21日水	13:30～16:30	田辺地域総務室	田辺地域総務室 ☎62-0173
南部法律相談センター	毎週木	13:00～17:00 40分 5,250円	市商工会館	京都弁護士会 ☎075-231-2378
発達相談	毎週月～金	13:30～15:30	田辺児童館	田辺児童館 ☎63-1081
育児相談	毎週月	9:00～12:00 13:00～16:30	普賢寺児童館	普賢寺児童館 ☎65-0153
すくすく子育て相談	毎週月～金	9:30～16:00	来所相談は、電話で予約	地域子育て支援センター・河原保育所☎62-3511・大住保育所☎62-1477
家庭児童相談室	毎週月～金	9:00～12:00 13:00～16:00	子ども福祉課	子ども福祉課 ☎64-1309
乳幼児相談(赤ちゃんサロン)	2月3日水	9:00～10:30	保健センター	子ども福祉課 ☎64-1377
女性の相談室	毎週月～金	10:00～12:00 13:00～17:00	女性交流支援ルーム	女性交流支援ルーム ☎65-3727
女性のための専門相談	2月3日水・15日火	13:30～16:30	女性交流支援ルーム	女性交流支援ルーム ☎65-3727
女性のための法律相談	2月23日水	13:30～15:00	三山木福祉会館	
女性のための出張相談	2月9日水	10:00～13:00	三山木福祉会館	
消費生活相談室	毎週月～金	10:00～12:00 13:00～16:00	産業振興課	産業振興課 ☎63-1240
多重債務法律相談	2月9日水・22日火	16:00～19:00	社会福祉センター	
こころの健康相談	今月はありません。			
健康相談(成人対象) 栄養士・保健師	2月2日水	9:00～11:00	保健センター	健康衛生課 ☎64-1335
健康相談(成人対象) 医師	2月21日水	13:45～15:30		
女性の健康相談	2月24日水 栄養士・保健師	13:30～15:30	女性交流支援ルーム	
ふれあい相談室	毎週月～金	9:00～12:00 13:00～16:00		
心配ごと相談	2月4日金・15日火・25日金	13:30～16:00		
高齢者等のためのこれからのこと相談	2月28日水	10:00～12:00		
司法書士法律相談	2月15日水		社会福祉センター	社会福祉協議会 ふれあい相談室 ☎62-5447
成年後見制度相談	2月28日水	13:30～16:00		
弁護士無料法律相談	2月25日金			
多重債務相談	2月28日水			
教育相談(教育相談専用電話 ☎63-4488) (平日8:30～17:00)	2月10日水 2月15日水 2月23日水 2月16日水 2月17日水 2月24日水 2月17日水 2月24日水 2月2日水	13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～17:00 13:00～15:00	松井ヶ丘小学校 大住小学校 桃園小学校 新小学校 田辺小学校 田辺東小学校 草内小学校 三山木小学校 普賢寺小学校	☎62-8888 ☎62-0046 ☎63-6335 ☎63-2000 ☎62-0044 ☎62-4348 ☎62-0054 ☎62-1055 ☎65-0053

## ごみ収集車の広告募集

### お店のPRに効果的



市は、ごみ収集車に掲載する有料広告を募集します。  
ごみ収集車に掲載する広告は、幹線道路のほか住宅地・団地内を走行し、市民の目に触れる機会が多い効果的な移動広告です。  
企業名・商品のPR、イメージアップなどに広告を掲載してみませんか。  
規格 縦45cm×横110cmのマグネットシート(車体塗装は行いません)  
掲載位置 Ⅱごみ収集車の荷箱部分。両側面で1枠とします  
掲載料(1枠) Ⅱ月額3千円  
掲載期間 Ⅱ4月～平成24年3月1カ月単位  
なお、広告物の作成・貼付・撤去は広告主が行ってください。  
募集枠数 Ⅱ4枠  
多数の場合は、「京田辺市ごみ収集車広告掲載に関する要綱」に基づき、掲載企業・団体などを決定します。  
しめきり Ⅱ2月28日(月)  
申込・問合せ先 Ⅱ清掃衛生課(☎64・1360)

## “ここにこ収集” 受付中

### 毎週水曜日ごみを戸別回収

市は、ごみ出しが困難な高齢者・障がいのある人などを対象に、戸別にごみの回収を行う「ここにこ収集」を行っています。  
対象はホームヘルプサービスを利用し、ごみ集積所までごみ出しが困難で、次のいずれかに該当する一人暮らしの世帯(①～④に該当する人2人以上で構成する世帯を含む)  
①65歳以上で要介護1以上の認定を受けている  
②身体障害者手帳(1級か2級)の交付を受けている  
③療育手帳(A)の交付を受けている  
④精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている  
サービス内容 毎週水曜日に自宅玄関先でごみを回収。ごみを出すときは、ふた付き容器に品目ごとに袋に分けてください  
申請方法 市ホームページか清掃衛生課にある用紙で申請してください  
ただし、審査の結果、サービスを受けることができません。申請・問合せ先 Ⅱ清掃衛生課(☎64-1360)



## 樹木チップ無料配布

### 2月15日までに申し込み

市は、公共緑地などの剪定樹木をチップ化し、無料配布します。  
樹木チップは、家庭菜園やガーデニングの保湿乾燥防止・雑草抑止に最適です。  
日時 Ⅱ2月20日(日)午前9時～午後3時  
場所 Ⅱ環境衛生センター天王菰水園  
対象 Ⅱ市内に在住する人  
配布量 Ⅱ車1台につき5袋(1袋45ℓ程度)まで  
車の荷台へ積み込みはできません。袋・スコップを持参してください。  
申し込み Ⅱ2月15日(火)まで  
申込・問合せ先 Ⅱ環境衛生センター 甘南備園(〒610-0331 京田辺市田辺ボケ谷58 ☎62・43226)

## ここを整える～文化発心

### 第26回国民文化祭・京都2011

#### ⑥愛称ロゴマーク

愛称ロゴマークを紹介します。  
このロゴマークは、第26回国民文化祭・京都2011の愛称「文化の感動 京都国文祭」をイメージしてデザインしたものです。  
京都府内の高等学校や特別支援学校高等部の生徒から541点の作品が寄せられ、厳正な選考の結果、府立京都すばる高等学校2年生・三矢紗暉さんのデザインが最優秀賞に選ばれました。  
ロゴマークの矢印は、国民文化祭の成功や次世代への継承を、球体を繭(まゆ)や地球を連想し、可能性をイメージしています。  
問合せ先 Ⅱ国民文化祭推進室(☎64-1325)

## 自己負担分を助成

### 福祉用具の貸与費用

市は、介護保険による福祉用具(車いす・歩行器・歩行補助つえ)の貸与を受けた人が、身体障害者手帳を持ち、一定程度以上の障がいがある場合、自己負担額を助成します。  
申請対象 Ⅱ平成22年7～12月の福祉用具貸与の自己負担額  
申請期間 Ⅱ2月7日(月)～3月11日(金)  
問合せ先 Ⅱ障害福祉課(☎64・1372)

助成の対象者および福祉用具

福祉用具名	上下肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害
車いす	1級または2級	1～3級	1～3級
車いす付属品			
歩行器		1～5級	1～5級
歩行補助つえ		1～6級	1～6級

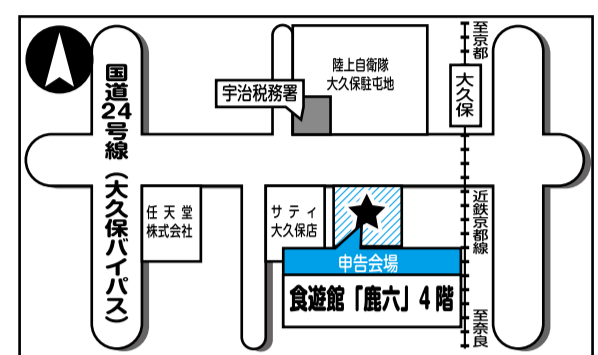
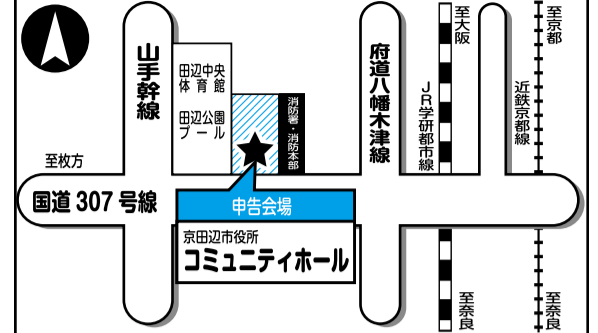
表中は、身体障害者手帳の障害等級です。いずれかに該当する場合、補助の対象となります。

## 申請は年2回

### ストマ用装具を給付

市では、日常生活用具給付制度にあるストマ用装具(蓄尿袋・蓄便袋)の給付を右表のとおり、年2回の申請としています。現在、給付を受けている人には必要な書類を郵送しますので、手続きをしてくだい。  
問合せ先 Ⅱ障害福祉課(☎64-1372)

申請時期	交付時期	給付券
前期 2月から	3月下旬	2枚(4・5月分) (6・7月分)
	7月初旬	1枚(8・9月分)
後期 9月中	10月初旬	3枚(10・11月分) (12・1月分) (2・3月分)



## まもなく確定申告

### 申告書は早めに提出を

#### 3月15日まで

所得税の確定申告 市・府民税の申告期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。期間後半は、会場が大変混雑しますので、事前に必要な書類を用意し、できるだけ早めに済ませましょう。  
問合せ先 Ⅱ税務課(☎64・1317) Ⅱ宇治税務署(☎44・4141)

市・府民税の申告  
時 午後4時(土・日曜日を除く)  
平成22年中の所得がない場合でも、市内に住む親族の税法上の扶養親族に入っていない人・所得証明が必要な人・国民健康保険の加入者などは、所得がなかったという申告が必要です。  
申告書の提出は、2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開設しません)  
2月15日(火)以前は還付申告に限ります。また、還付申告センターを開設しますので、2月1日(火)配布の「市税だより」をご覧ください。  
【場所】  
食遊館「鹿六」4階(宇治税務署南側)  
【申告が必要な主な人】  
①給与所得者 Ⅱ平成22年中の給与の収入金額が2千万円を超える  
②給与を1カ所から受け、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える  
③給与を2カ所以上から受け、年末調整しなかった給与の収入金額と給与所得

所得税の確定申告  
【場所】  
コミュニティホール  
【対象】  
平成23年1月1日に市内に在住し、前年中に所得がある人  
ただし、所得税の確定申告書を提出する人・給与を1カ所から受け、支払先が年末調整済みの給与支払報告書を市に提出している人の申告は不要です。  
や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える  
②公的年金等の雑所得のみの人の所得控除の額を超える  
③①②以外の所得がある人 Ⅱ平成22年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超え、その金額を基として算出した税額が配当控除額を超える

市役所での確定申告  
【日時】  
2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)  
【場所】  
コミュニティホール  
【対象】  
①給与所得者で中途退職した人や、パート・アルバイトで年末調整が済んでいない人  
②公的年金等だけの人の給与と公的年金等の所得がある人  
③給与と公的年金等から受けている人など  
【申告できる内容】  
給与所得・雑所得(公的年金等)・青色申告以外の農業所得で赤字をほかの所得と損益通算せず、収支内訳書を作成済みのもの  
なお、市職員では判断が難しい申告の場合は、食遊館「鹿六」4階で申告をお願いすることがあります。

## 住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受けている人(平成19・20年に入居した人)で、控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の住民税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)が適用されます。申告は不要です。  
ただし、平成11年から同18年末までに入居した人で、所得税に退職所得金額がある人などは、申告をすれば、申告書が多くなる可能性があります。申告する場合は、申告期間中に1月1日現在に在住していた市区町村へ住民税住宅借入金等特別控除申告書提出してください。

【申告に必要なもの】  
▼申告する人の印鑑▼生命保険料・地震保険料控除証明書▼国民年金保険料控除証明書▼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払金額が分かるもの▼各種証明書(給与・公的年金等の源泉徴収票、収支内訳書、領収書、証明書など)▼所得税が還付となる場合は、金融機関などの口座番号が分かるもの▼お知らせハガキ・通知書▼以前、確定申告会場のパソコンで申告をした人は、控えと利用者識別番号等の通知書  
【自書申告にご協力】  
申告書は、確定申告の手引きや前年分の控えを参考に自身で作成しましょう。申告期間中は会場が混雑し、待ち時間が長くなる可能性があります。申告書は、郵送(宇治市役所、〒611-8588 宇治市大久保町井の尻60-3)や時間外取寄箱へ提出することができます  
【ネットで簡単申告】  
国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、簡単に申告書を作成できます  
また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すれば、自宅から電子申告することもできます(事前手続きが必要)。くわしくは、e-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/)をご覧ください。